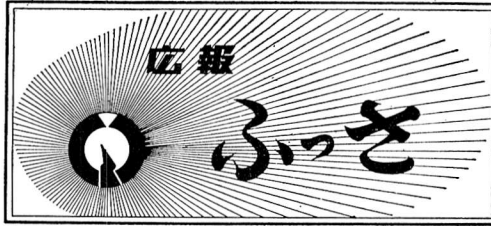


1965. 6. 25

臨時号



発行所 福生町役場
 発行兼 総 務 課
 編集人
 印刷所 昭和印刷 K K

財政再建にご協力ください

再建期間は四年間

昭和40年から43年まで

財政というのは、わたくし達の家計のようなものでありまして、町が活動していくために営む経済をいいますが、当町の財政状態は町民皆さまにご心配とご協力をいただいておりますとおり相当悪い状態にあります。この状態からぬけだして健全な福生町の姿にたちもどらせるためには非常な努力を

準用指定を受けることが最も良いことであるという結論に達して、第二回福生町議会臨時会に「自治大臣に対し福生町の財政再建の申出について」と題する議案を提出し、町議会のしんちような審議を経たのちに、議決を得ました。

に福生町が「財政再建団体」であるという指定を受けること。ことによつて財政の再建を目的としながら、国や都の財政援助を受け、現在継続中の学校建設を始めいろいろな重要事業を実施することによつて、町民の福祉の増進を図るものですが、ここに、再建法の準用指定の申出行なうことになつた経過等について、その概略をご説明し、福生町の健全な発展のため、今後町民皆さまの一層のご協力をお願いする次第です。

活動をしながら、いかえれば、町が町民の福祉の増進を目的としてより良い町づくりをしながら財政をたてなおすことが町としてのつとめであります。さらに、この財政のためなおしは、一時的な処置でなく、将来にも町の財政が健全であるような基礎づくりでなくてはなりません。

さてこれは「地方財政再建促進特別措置法」この法律は、昭和三十年に公布されて、昭和二十九年年度に赤字団体が全国的に増えたことにより、これを再建するために特別法としてできたもので、公共団体（福生町もその一つ）の支出が収入を上まわつて赤字を生じた場合に、これを健全な姿にもどすために国や都道府県が援助や指導等の特別な措置をとることを定めたもので、これを「再建法」などと呼びます。この準用指定を受ける（再建法）にきめられていくことが、町でつくつた計画を自治大臣に承認してもらつた

当町の赤字がどのようにして発生したのでしょうか。一口にいって、収入を過大に見込み、実際の収入額に対して、これを上まわる支出をしたことに原因があつたわけですが、まず、昭和三十八年

現在の財政状態について

以上ご説明いたしましたとおり前年度において約九千二〇一万六千円というような赤字額が生じたときは、翌年度の歳入から繰上充用（翌年度の収入を繰上げて当該年度に使うこと）をしております。これは、翌年度の収入を前借りし

そのためにはどうすればよいのか、いろいろと考えました結果、地方財政再建促進特別措置法の

「まず赤字をなくすこと」

「まず赤字をなくすこと」

「まず赤字をなくすこと」

ている結果になり、翌年度における収入をその前年度分の支払にまわさなければならぬので、当年度においてその額だけ事業ができなくなることはご了解いただけるものと思えます。また、赤字が一定の率(基準率〇、四八七)は、法体(福生町は〇、四八七)は、法によつて起債(事業をするために一時的に多額のお金を必要とするとき、国その他から低利で借りること)が受けられないので、学校の防音新設、都市計画街路、牛浜地区の排水路、その他町民福祉の向上を図るための、いろいろな仕事をしていくために大きな支障をきたすことは明らかであります。

現在の財政状態をそのまま放っておくと、赤字が雪だるま式にふれていくという最悪の事態となります。そうなりましたら町民も困難となつて、いたずらに町民の負担が増大する結果となり、借金の子守りをするような事にもなりかねません。病氣も早いうちに適切な治療をすれば回復が早いのと同様に、町の発展と町民の福祉の増進を期するうえにも、一時的な窮屈を忍び、一日も早く再建法の準用を受けることが最良の方法であると考え、町議会に準用指定の申出を提案した次第です。

■再建法の準用

による影響

再建法を準用した場合、町行政にどのような影響を及ぼすか、非常に心配されるところであります。個人経済でも同様であつて、借金を返すための努力は並々ならぬものであります。しかし、個人と違つて市町村の場合には、国や都が積極的に援助してくれます。したがつて援助を受ける反面、ある程度国や都の監督を受けることになりませんが、この監督も町民の福祉増進を図れるように助言と指導を行なうことが大部分です。ではどのような助言指導を受けるのでしょうか、

1、予算内容については、まず赤字をなくすために無駄なところを第一とし、さらに住民福祉を増進できるようなところへ金を使うように指導監督を受けます。つまり役場内で使う事務費、人件費あたりは法律に基づかない負担金、補助金等(第一表)をできるだけ節約し、それによつて生じたお金を赤字をなくすことと、いろいろな重要事業にあてる等、効果のある金の使い方をするのことにあります。また予算規模については、福生町とほぼ同じ程度の町(これを類似団体と呼んでいます。)と比較して若干のちがいは認められるものの、大体類似団体並みに抑えられることとなります。類似

■再建期間は 四ヶ年間

再建法の準用によつて赤字をなくし、町財政の建て直しをする期間は、昭和四十年から昭和四十三年度までの四年です。(第三表)。

第1表 法令によらない負担金、補助金等の制限額

$$\text{昭和39年度基準財政需要額} \times 0.3\% = 4,657,000\text{円}$$

(155,257,000円)

第2表 福生町及び全国類似団体との比較 (昭和38年度) 人 口 一 人

区 分	福 生 町	類 似 町 村	比 較
町 税	5,329円	5,305円	24円
人 件 費	3,626	3,138	428
物 件 費	1,469	1,634	△ 165
維 持 補 修 費	354	256	98
補 助 費 等	997	931	66
公 債 費	323	365	△ 42
普 通 建 設 事 業	7,092	3,635	3,457

第3表 赤字解消期間の算定

昭和39年度の実質赤字額 (92,016,000円)

$$\left(\text{昭和39年度基準財政収入額} \times \frac{100}{75} + \text{昭和39年度普通交付税額} \right) \times \frac{1}{10} = 4.87\text{年}$$

(103,543,000円) (50,599,000円)

ます。
町民の皆さんにおかれましてもこの点を十分ご理解をいただきまして、今後共格別のご協力をお願い申し上げます。
昭和四十年六月二十五日
福生町長 石川常太郎

明るく
正しい選挙
七月四日は
参議院議員の
投票日です